

28 高レベル放射性廃棄物の最終処分について (平成20年4月25日 平成20・04・23資第5号)

青森県知事 三 村 申 吾 殿

経済産業大臣 甘 利 明

高レベル放射性廃棄物の最終処分について（回答）

核燃料サイクル事業の推進に当たっては、貴職を始めとする関係者の皆様の特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

青森県においては、核燃料サイクルの要とも言える六ヶ所再処理工場の本格操業を間近に控えておられます。この再処理工場の本格操業に伴い、高レベルガラス固化体が本格的に製造される予定です。

そのような中、貴職が青森県の方針として最終処分を受け入れる考えはない、と表明されていることは十分承知しております。

これらにかんがみ、経済産業省としては、平成20年4月23日付け青原立第63号をもって照会のありました件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 平成6年11月19日付け6原第148号及び平成7年4月25日付け7原第53号で科学技術庁長官から貴職に示した文書については、青森県と国との約束として、現在においても引き継がれております。
2. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します。
3. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の確約は、今後とも引き継がれていくものであります。
4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、国民の理解を得て、早期選定が図られるよう、国が前面に立ち政府一体として不退転の決意で取り組む所存です。